

表 1 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R2	まちづくり部 公共交通対策室	長崎市公共交通 総合計画	0	H29.7 ~ R2.5	<p>人口減少・少子高齢化の進行により、日常生活や経済活動において、公共交通機関の果たす役割は、ますます重要となってきているが、一方で、公共交通利用者の減少による公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念される。</p> <p>このような中、「都市計画マスタープラン」で将来の都市像として示している「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を実現するため、平成28年度から策定に着手した立地適正化計画と連携した持続可能な公共交通のあり方、取り組むべき方向性を示す計画を策定する。</p>	<p>令和2年6月策定後は、課題解決の方向性の1つである「既存路線の効率化・見直し」の対応策に基づき、ハブ&ネットワーク型運行による路線再編に取り組み、令和3年4月より南部地区で運用を開始した。今後も計画に基づき公共交通の維持確保に取り組むとともに、法の一部改正を受けて策定が努力義務化された「法定計画」の策定を進めていく。</p>	なし
2	R2	建築部 住宅課	長崎市住生活基本計画	0	H30.3 ~ R3.3	<p>本市においては、少子高齢化の深刻化や空き家の急増への対応に加え、住宅セーフティネット機能の強化、住まいの質（耐震化、バリアフリー、省エネルギー化など）の向上、マンションの適正管理、市営住宅の老朽化と高齢化の進展、自然災害に対する住まいとまちの安全性の確保等が平成25年度計画策定時点から引き続き重要な課題となっている。ポストコロナ社会における新しい生活様式やSDGsの取組みなど、住生活を取り巻く状況の変化や上位・関連計画の改定等に対応するため、長崎市住生活基本計画の改定を行う。</p>	<p>人・住宅ストック・地域に関する課題に対して、基本理念である「それぞれの地域で、多様な世帯が交流し、安全・安心に住み続けられる住まいづくり・まちづくりを進めます」を踏まえた住宅施策を実施する。</p>	なし
3	R2	建築部 住宅課	長崎市空家等対策計画	0	R2.4 ~ R3.3	<p>本市においては、社会問題となり増加している空家等への対策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法及び長崎市空家等対策の推進に関する条例に基づき平成29年1月に長崎市空家等対策計画を策定したが、計画策定から5年が経過し、本市の人口等の社会情勢が変化する中、特定空家等も増加しているため 同計画の改定を行う。</p>	<p>基本理念である「市民が安全で安心に住み続けられるまちをつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家（特定空家等）にしないととも、特定空家等をなくす」を踏まえ、特定空家等の除却や空家の利活用等を推進する。</p>	なし

※ 空白ページ



表 2 (令和3年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R3	土木部 土木企画課	長崎市駐車場整備計画	0	R2.4 ～ R3.9	<p>本市の駐車場施策は、駐車場不足による渋滞発生を防止するため、平成6年に長崎市駐車場整備計画を策定し、交通施策の一環として、駐車場の総量確保に重点を置いた取組みを進めてきた結果、駐車場総量は着実に増加し、路上駐車は減少するなど一定の成果があがっている。</p> <p>一方、近年の人口減少や自動車利用のニーズの変化等も相まって、自動車保有台数の伸びは鈍化する中、駐車場の需要量と供給量の乖離が進行していくことが予想され、駐車場施策は転換期を迎えている。</p> <p>また、「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向け、駐車場分野においても、まちづくりの方針に沿った、土地利用がしやすい環境づくりや、公共交通機関の利用促進に資する取組みが必要である。</p> <p>このようなことから、今後の本市の駐車場施策の方向性を定める計画の策定を行うもの。</p>	<p>計画策定に当たっては、本市の附属機関である「長崎市都市交通審議会」に諮り、策定することとしている。</p> <p>本計画の策定により、これまでの駐車場総量確保の取組みからまちづくりと連携した駐車場施策への転換を図り、駐車需要に即した駐車場の確保やまちづくりの方針に沿った駐車場施策を展開することができる。</p>
2	R3	土木部 土木企画課	長崎市バリアフリーマスタープラン、 長崎市第2期バリアフリー基本構想	320	R元.7 ～ R3.9	<p>本市においては、バリアフリー法に基づき平成26年に長崎市バリアフリー基本構想を策定し、関係機関とともにハード・ソフト両面におけるバリアフリー化を推進しているが、現基本構想の目標年次が令和2年度となっていること、また、バリアフリー法の改正によりバリアフリーマスタープラン制度が創設されたことを踏まえ、バリアフリー化の考え方を示すバリアフリーマスタープランと具体の事業計画を示すバリアフリー基本構想の策定を行うもの。</p>	<p>計画策定に当たっては、本市の附属機関に「長崎市移動等円滑化推進協議会」を設け、策定することとしている。</p> <p>これらの計画は、主に既存施設を対象とした計画であり、計画策定により、既存施設の面的・一体的なバリアフリー化を促進することが可能となる。</p>
3	R3	まちづくり部 公共交通対策室	長崎市地域公共交通計画	0	R2.11 ～ R3.8	<p>国が定める基本方針に基づき、行政と事業者や関係者が連携・協力し、公共交通ネットワークのあるべき姿を明らかにしつつ、取り組むべき実施施策を示すものとして、法定計画である「地域公共交通計画」を策定する。</p>	<p>公共交通の現状を踏まえて課題を整理し、取り組むべき実施施策や数値指標などについて、協議会の意見を聴取しながら定めるとともに、路線再編の実施計画である「公共交通利便増進実施計画」へと展開を図っていく。</p> <p>策定後は、計画に基づき持続可能な公共交通へ転換を進めていく。</p>